九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

「共存」による目露領土問題の解決 : 冷戦思考からの脱却

田中, 俊明
九州大学言語文化部

https://doi.org/10.15017/4393

出版情報：言語文化論究. 4, pp.55-73, 1993-02-19. 九州大学言語文化部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

「共存」による日露領土問題の解決
——冷戦思考からの脱却——

田　中　俊　明

1．序

第2次世界大戦後，アメリカと世界を二分していた超大国ソヴィエト社会主義共和国連邦（ソ連）は，1991年12月25日ゴルバチョフ大統領の辞任と共に消滅し，ソ連を構成していた各共和国は，それぞれ独立国家として再出発することとなった。[1] その結果，日本の隣国は，ソ連からまた元のロシアに戻った。そして，戦後半世紀になろうとしている今日，未だに未解決の日ソ領土問題も日露領土問題として引き継がれ，今後の日露平和条約締結の際の中心的な問題として残されたままである。第二次世界大戦により引き起こされたこの領土問題は，戦後の米ソの冷戦下では政治的な「駆け引き」の「材料」に使われて，故意にその解決を遅らされて来た。[2] しかしながら，冷戦が終結した今日，冷戦の「遺物」である日露領土問題は，新しい視点から解決されなければならない時期に来ていると言えよう。

そこで本稿では，この領土問題を民族，国家および国境と言う視点から考察し，政治的に利用された今までの日露（日ソ）領土問題の変遷を顧みて，冷戦後の新思考による今後の領土問題の解決策を探ってみたい。

2．日露による「侵略」と「固有の領土」

現在日本とロシアとの間で係争中の歯舞群島，色丹島，国後島および択捉島の島々には，元々日本人もロシア人も住んでいなかった。もう少し広く「北方」地域を見ても，樺太（サハリン），千島（クリル）列島および北海道に定住していた先住民族はアイヌの人々であった。それが近年になって，北からロシアが，南から日本が進攻して，これらアイヌ民族の土地を奪い合うようになって，度々日露間で衝突を起こしたのであった。[3] そこで日露間の「国境」確定が緊急課題となり，交渉の結果，1955年の「日本国魯西亜国通好条約」（通称「日露通好条約」）[4] と1975年の「樺太千島交換条約」[5] の2つの条約により，平和的に樺太全島はロシア領，全千島列島は日本

1）旧ソ連のうち，1940年スターリンによって併合されたエストニア，ラトヴィア，リトアニアのバルト3国は，既に1991年9月6日に分離・独立が認められており，ソ連消滅の時点での連邦を構成する共和国は12か国であった。そのうちグルジアだけは，「独立国家共同体」には加わらなかった。

2）アメリカの意を受け，日本政府が捏造した「北方領土四島返還」論もその「駆け引き」の1つであるが，詳細は第3章で述べられている。

3）この日露間の衝突に関しては，
三田　英彬　1973，217－240ページを参照。

4）この条約により，千島列島は得撫島以北がロシア領，択捉島以南が日本領となり，樺太全島は国境が確定出来ず，日露住民の「混住の地」とした。条文に関しては，
吉田　嗣延　1973，241ページを参照。

5）この条約により，日露住民の「混住の地」だった樺太全島をロシア領とする代わりに，ロシア領だった得撫島以北の千島列島が日本領になった。条文に関しては，
吉田　嗣延　1973，242ページを参照。

領として確定した。[6] しかしこの一連の歴史的経過を眺めて見ると，日本とロシアが「無人の地」を争奪したのではなく，先住のアイヌ民族の土地に進攻し，自国の領土に「併合」して行ったのである。したがって，日露領土問題を考える時には，絶対にこの点を無視することは出来ないのである。

ごく最近に目を向けて見ると，1990年８月イラクは隣国クウェートに進攻し，自国領への「併合」を宣言してしまった。これに対し，アメリカ合衆国を中心に，世界の多くの国々がこのイラクの行動を非難し，結局1991年２月アメリカを主とする多国籍軍が武力でイラク軍をクウェートから追い払ったことは我々の記憶に新しい。[7] この出来事は我々に「国家」とは，「国境」とは，「領土」とは何かを考えさせる契機を与えてくれた。すなわち，この紛争で，クウェートに進攻したイラクを国際的には「侵略者」と見なした。それでは昔からアイヌ人が住んでいた樺太や千島列島や北海道に進入して行ったロシアや日本は「侵略者」にはならないのだろうか。日本政府は係争中の歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島を自国領である根拠として，日本「固有の領土」であると主張している。[8] それに対抗してロシア（旧ソ連）も，これらの島々の発見・定住はロシア人の方が歴史的に古いと主張し，ロシア「固有の領土」論を展開している。[9] しかしこれら双方の主張には，欠落している重大なことがある。すなわち，先程も述べたように，日露が発見・定住したとするこれらの島々は「無人の地」ではなく，先住のアイヌ民族が定住して来た土地なのである。通常「先住者の土地」に進入し，先住者を武力で迫害，抑圧，追放または服従させれば，それは明らかな「侵略」であるが，「国際法的」には国家間に次のような了解事項がある。[10] 一般に「固有の領土」とは，無主の土地を他の国家に先立って実力で支配し，実効的に支配することで成立する。この場合「無主の土地」とは，どの国にも属さない土地であって，住民がいないと言う意味ではないと理解されている。しかしこの考えは，国際的に「国家」として相互に承認した国々の間でのみの共通概念であるから，各「国家」間では守られねばならないが，「国家」として独立宣言もしていないし，国際的にも「国家」として承認されてもいない地域にこの考えを強制的に導入したことは，「国際法」の名を借りた武力による「侵略」，「強奪」に等しい行為であった。ヨーロッパの列強によるアメリカ大陸，アフリカ大陸，オセアニアへの進攻がそれに当てはまるが，世界的な反植民地運動の結果，アフリカを初め多くの国々が独立した今日でもなお，未だにその「後遺症」は癒されてはいない。[11] 北海道を含め，樺太

6）その後1905年の「ポーツマス講和条約」により，南樺太がロシアから日本へ割譲されたが，これは日露戦争の戦後処理としての「戦利品」と見なされる可能性が高い。条文に関しては，
吉田　嗣延　1973，243ページを参照。

7）一般には「湾岸戦争」と呼ばれている。

8）対ロシア（旧ソ連）領土返還交渉の際にも，政府の領土返還のＰＲ・広告等にも日本「固有の領土」を返還要求の最大の根拠にしている。また領土問題を扱った日本のテレビ番組でも，出演者がしばしば日本「固有の領土」と言っているが，本当に「固有の領土」の意味がわかって使っているのかどうか甚だ疑わしい。

9）例えば，イーゴリ・ロガチョフ旧ソ連元外務次官が，「18世紀，南部を含むクリール列島の全島がロシアに属していた」と述べている。（「イズベスチャ」1989年４月24日）
木村　　汎　1991，46－48ページを参照。

10）三田　英彬　1973，217－219ページを参照。

11）ヨーロッパの列強諸国が自分達の利害に基づき，勝手に「国境」を「線引き」して，同一民族を分断したり，多数の民族を１つにしたために，未だに民族（部族）間の政権争いが絶えない。またアメリカ大陸やオセアニアでは，後から定住したヨーロッパ系住民と先住民族との貧富の格差が現在もなお埋められてはいない。

（サハリン），千島列島等の北方地域でも事情は同様であり，[12] 先住のアイヌ民族の「領土権」（主権）については，日露両政府の領土交渉でもほとんど話題にも上らず無視された形になっている。

日露の北方地域への「進入」と「領土化」は，確かに国家間では国際法的には「正当」であったかもしれないが，先住のアイヌ民族が全く知らず，勿論承認もしていない「国際法」なるものをこの地域に適用出来るものなのか，甚だ疑問が残る。[13] 人道的な立場に立てば，日露のこの北方地域への「進入」は，明らかに先住のアイヌ民族への「侵略」と見なすことが出来るであろう。もし日本政府が，アイヌの人々は現在日本国籍を持っているので，日本人の一員であると主張しても，それは単に国籍上の話であり，民族的にはやはり（日本国籍を持った）アイヌ人であることに変りはない。したがって，日本やロシアのアイヌ「侵略」の歴史を見れば，北方の島々が「アイヌ固有の領土」であることは明らかであり，日本政府に「日本固有の領土」と主張する資格はないし，ロシア政府にも「ロシア固有の領土」と主張する資格もない。それゆえアイヌの人々の了解が得られれば別であるが，日本政府は北方の島々を「日本固有の領土」と主張すべきではなく，歴史的な経過を充分に考慮し，アイヌ民族の「先住権」および「領土権」（主権）を認め，[14] 日露領土交渉の際には彼らの代理として「アイヌ固有の領土」であるこれらの島々の返還を要求しなければならないと考えられる。

3．「北方領土」返還論とアメリカの「影響」

現在日本政府が主張している歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島のいわゆる「北方四島」を範囲とした「北方領土」返還論は，元々終始一貫したものではなかった。第二次世界大戦後の米ソ冷戦構造の下で，この領土問題は米ソの対立の政治的な「駆け引き」の「材料」にされて来た。また戦後アメリカの占領下にあった日本は，独立後もアメリカの強い影響下に置かれ，日本をアメリカ陣営に引きつけておくために，この領土問題を日ソの対立点としてしばしばアメリカに「利用」されて来た。

そこで本章では，戦後日本政府の返還要求の範囲がどのように変化して来たか，またその際どのようにアメリカの「影響」を受けて，現在の「北方領土」「四島」返還論になったのかを歴史的な経過の中で検証してみる。

3.1　千島列島放棄とヤルタ協定

第二次世界大戦は日本の「ポツダム宣言」受諾により，[15] 1945年8月15日に終結した。戦後の日本は，満洲，台湾，朝鮮，太平洋諸島等の「外地」は除き，アメリカ合衆国一国の占領下に入ったが，南樺太，千島列島および歯舞群島，色丹島の「北方」の島々だけは，ソ連の占領下に入ってしまった。[16] そしてそのままソ連の占領が続き，日ソ（現在の日露）間の国境が確定しないまま，現在に至ってい

12）以前の中曽根元首相の「日本単一民族」発言に見られるように，日本政府は，日本が単一民族国家であるかのように考えていたようであったが，近年国内外の先住民族の人権擁護の動きに，日本政府もようやく考え方を改めざるを得なくなったようである。

13）日本政府および日本国民が全く知らず，ましてや承認もしていない「ヤルタ協定」を基に，領土問題解決済みを主張していたブレジネフ政権までの旧ソ連政府の主張によく似ている。

14）新崎盛暉氏も，先住のアイヌ民族の権利を考慮した日本政府の領土交渉を主張している。
「北方領土議論に欠けているもの　先住民の権利と柔らかな国家への「新思考」と」（毎日新聞，1992年6月23日）

15）1945年7月にアメリカ，中華民国およびイギリスの3首脳が，既に降伏したドイツのポツダムに集まって出した宣言で，日本が降伏する条件が示されている。条文に関しては，
吉田　嗣延　1973，258ページを参照。

る。

戦後日本が締結した領土に関する最初の国際条約は，1951年にアメリカのサンフランシスコで調印された「日本国との平和条約」(通称「サンフランシスコ平和条約」) である。[17] この条約で日本は，「北方」地域に関しては，南樺太（南サハリン）と千島列島（クリール列島）を放棄した。このうち南樺太は，日露戦争の結果，1905年にアメリカのポーツマスで締結された「講和条約」(通称「ポーツマス講和条約」) によって，当時のロシアより割譲された領土であったので，[18] 放棄はやむを得ないものと思われる。[19]

それに対して千島列島は，すでに第 2 章でも述べたように，当時のロシアとの平和的な話し合いにより締結された 2 つの条約により，日本領として確定した領土で，決して武力により奪取した領土ではない。したがって，歴史的な違いはあるにせよ，千島列島全体は武力により奪取した領土ではない以上，日本が千島列島を放棄する理由は全くないのである。なぜなら，日本は「ポンダム宣言」を受諾して降伏したのであるが，その中には「カイロ宣言」は履行されなければならないと書かれている。[20] そしてその「カイロ宣言」には，日本が武力により奪取した領土から日本を駆逐すべきである旨が述べられている。[21] 言い換えれば，武力で奪取した領土でなければ，日本はそこから駆逐されることはないはずである。しかし現実には，「カイロ宣言」に署名したアメリカが起草した「サンフランシスコ平和条約」では，南樺太と共に千島列島の放棄が謳われている。当時のアメリカは一切の修正を認めない厳しい態度であったので，早期独立の回復願っていた当時の日本政府は，やむなくこのアメリカ案を受け入れざるを得なかったのである。

ではなぜアメリカは「カイロ宣言」と矛盾して，「平和条約」において，平和裡に日本領となった千島列島放棄を強いたのであろうか。その裏には米ソ密約である「ヤルタ協定」の「影」が見え隠れしている。[22] 1945年 2 月にアメリカのルーズベルト，ソ連のスターリン，イギリスのチャーチルがソ連のヤルタに集まり，署名したこの「協定」には，日本に対してのソ連の参戦の条件として，日本領の南樺太と千島列島のソ連への譲渡が謳われていた。[23] ソ連を参戦させることにより，第二次世界大戦を早期に終結させようとアメリカはこの「協定」に署名したが，戦後の米ソ冷

16)「連合国一般命令第 1 号」により，ソ連軍は南樺太（南サハリン）と千島列島の武装解除をしたが，歯舞群島と色丹島も千島列島の択捉島に司令部を置く日本軍部隊の指揮下に入っていたために，ソ連軍により武装解除された。
三田　英彬　1973，137－139ページを参照。

17) 領土に関する条文に関しては，
吉田　嗣延　1973，262ページを参照。

18) 領土に関する条文に関しては，
吉田　嗣延　1973，243ページを参照。

19)「樺太千島交換条約」は，名目上は交換だが，実質的には樺太をロシアに掠取されたと同じであると言う意見もある。(「故なく奪われた北方領土」能戸英一・高倉新一郎著)

20)「ポツダム宣言」の第 8 条に書かれている。

21) 1943年11月にアメリカ，中華民国およびイギリスの 3 首脳がエジプトのカイロに集まり，署名した宣言。条文に関しては，
吉田　嗣延　1973，246ページを参照。

22) 条文に関しては，
吉田　嗣延　1973，257ページを参照。

23)「ヤルタ協定」の中で，日露戦争の結果日本に奪われた南樺太は，ソ連への「返還」と書かれているのに対し，千島列島に関しては，ただ単にソ連への「引き渡し」とだけ書かれている。このことはとりも直さず，千島列島を第二次世界大戦の「戦利品」として，ソ連への「引き渡し」を認めたものと読み取れる。

戦下では，アメリカにとっては最早この「協定」は不要なものになっていた。しかしながら，ソ連が対日戦争に参加した以上，アメリカとしてはこの「協定」を全く無視することも出来ず，またソ連をサンフランシスコの「講和会議」に参加させるためにも，「サンフランシスコ平和条約」ではやむを得ず「放棄」と言う形で入れたものとの推測出来ないこともない。

だがこの「放棄」が「くせ者」で，アメリカの巧みな意図が感じられる。さて，日本が放棄した領土の中に台湾と朝鮮があるが，これらは返還すべき国家に2つの政権（中国には共産党の中華人民共和国と国民党の中華民国（台湾），朝鮮半島には北の朝鮮民主主義人民共和国と南の大韓民国）があり，しかも米ソ冷戦下であったために，結局領土をどちらの政権に返還するかを決定出来なかったことによると考えられる。しかし南樺太と千島列島が返還または引き渡されるはずのソ連には，唯一の政権しかないにもかかわらず，わざわざ「放棄先」も決めず，ただ単に「放棄」としか書かれていない。この「放棄」は，実は米ソ冷戦下で，最終的にソ連に千島列島を引き渡さないと決めた，以下に述べるアメリカの「窮余の一策」であったことが明らかになった。[24] すなわち，「平和条約」調印後の独立した日本と「日米安全保障条約」を締結しようとしていたアメリカにとっては，もし千島列島を日本領として残すと，法律上日本の主権下の領土にソ連軍が駐留すると言う甚だ奇妙な事態になり，防衛協定上アメリカは千島列島からソ連軍を撤退させるために，一戦を交えなければならなくなる。軍事大国ソ連を敵に回しての戦争は「第三次世界大戦」にもなりかねず，アメリカは何としてもこのような事態は避けようと考えていた。そこで思いついたアメリカの「窮余の一策」が，日本に千島列島を「放棄」させることであった。この「放棄」により，千島列島は日本領ではなくなるが，さりとてソ連領でもないという甚だ奇妙な案であり，前述のように、一重にアメリカ自身の都合のみでいとも簡単に領土権が変られてしまったと言う「裏」があったのである。

このアメリカの「窮余の一策」は同時に、アメリカの占領下にあった日本を独立後も冷戦下のアメリカ陣営に引き留めておくために、充分な「効果」を果した。すなわち，「放棄先」が明記されていない千島列島の帰属をめぐり，日ソ間の領土問題の火種となる可能性が充分に考えられ，[25] 日本とソ連が対立したままであれば，日本をアメリカ陣営の一員として容易に引き留めておくことが出来るのである。さらに，日本が要請したにもかかわらず，アメリカは放棄された千島列島の範囲を「平和条約」には明記しなかった。[26] このように領土問題を「利用」し，千島列島の「放棄先」と「範囲」を曖昧のままにしたアメリカの「作戦」は，ソ連の「平和条約」調印拒

24) アメリカが日本に千島列島を「放棄」させるに至った経緯の詳細については，
ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，105－120ページを参照。

25) サンフランシスコの「講和会議」でソ連のグロムイコ代表は，南樺太と千島列島列島が完全なソ連の主権下にあると言う修正案を提出したが，認められなかった。そのためソ連はこれを不満として，「平和条約」に調印しなかった。
木村　汎　1989，39－42ページ　および
ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，110－120ページを参照。

26) サンフランシスコの「講和会議」の前に，日本政府はアメリカ政府に，「平和条約」の千島列島には国後島と択捉島は含まれない旨の明確化を要請したが，認められなかった。
久保田正明　1983，64－70ページ，
三田　英彬　1973，247－255ページ　および
ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，118－120ページを参照。

否を誘い，以後の米ソの冷戦下での日ソの対立に大きな「影響」を与えることになった。

3.2 「日ソ平和条約」締結交渉と「二島」返還阻止

1951年の旧連合国との「サンフランシスコ平和条約」締結により，アメリカの占領に終止符が打たれ，日本は独立を回復した。しかし同時にアメリカとの間に締結された「日米安全保障条約」により，占領中よりもその規模は縮小されたとは言え，独立後も依然として日本にアメリカ軍が駐留することになり，日本は引き続きアメリカ陣営に留まることになった。しかもその「平和条約」に調印しなかった当時のソ連とはまだ戦争状態は終っていなかったので，日ソ間の交流はほとんど断絶状態にあった。この点に関してはアメリカの思惑通りで，冷戦下での日ソ対立は，とりも直さず日米友好に外ならなかった。

1954年の暮れ親米主義の吉田茂内閣に代り，対社会主義国との関係改善を目指す鳩山一郎内閣が誕生した。すると間もなく，ソ連は日本に対して，関係正常化の意欲を示して来た。そして「日ソ平和条約」締結交渉は，まず1955年6月にイギリスのロンドンで始まった。その交渉の最大の対立点は，何と言っても領土問題であった。すなわち，日本側は当初歯舞，色丹と共に千島列島，南樺太のソ連全占領地域の返還を主張したが，ソ連側はその全占領地域がソ連領であるとして，完全に対立した。[27] しかし交渉を重ねて行くうちに，ソ連側はやや軟化して，歯舞群島と色丹島は日本に返してもよいと提案して来た。[28] この提案を聞いた日ソ交渉消極派の重光外相は，親米派の外務省幹部やアメリカのダレス国務長官の意見を聞き，最終的に歯舞，色丹の「二島」で妥協すべきではなく，国後，択捉も含めた「四島」返還を主張すべき旨を交渉団に訓令した。その間ソ連の歯舞，色丹の返還提案について，鳩山首相には事後報告の形で伝えられたに過ぎず，外務省の訓令には彼の意見は全く反映されなかったのである。[29] ともかく，日本側の「四島」返還の新提案に対し，ソ連は完全な拒否反応を示し，会談は暗礁に乗り上げてしまった。その後も断続的に会談が続けられたが，領土問題についての進展はなかった。結局領土問題は未解決のまま，鳩山首相が訪ソして，ようやく1956年10月に「日ソ共同宣言」が調印された。その「宣言」には，「平和条約」締結後の歯舞群島と色丹島の日本への「引き渡し」が明記されたが，国後島と択捉島の処遇については盛り込まれなかった。[30] なおこの「日ソ平和条約」締結交渉の途中にも，アメリカのダレス国務長官は，もし日本が国後，択捉をソ連領として認めれば，沖縄をアメリカ領にすると日本を恫喝していたのである。[31] 沖縄を「人質」として日ソ（日露）領土問題に干渉し，「二島」返還を阻止して，日本と当時のソ連を対立させたままにしておこうとするアメリカの「意図」がここにも窺い知ることが出来る。

---

27) 久保田正明　1983，34－46ページ，
　ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，128－129ページ　および
　三田　英彬　1973，268－270ページを参照。
28) 久保田正明　1983，70－73ページ　および
　ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，129－133ページを参照。
29) 久保田正明　1983，76－82ページ　および
　ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，133－134ページを参照。
30) 久保田正明　1983，189－220ページ　および
　ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，150－163ページを参照。
31) 久保田正明　1983，156－162ページ　および
　ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，144－145ページを参照。

3.3 「全千島」から「二島」，そして「四島」返還へ

第二次世界大戦後の日本政府の対ソ連（ロシア）領土返還論は首尾一貫したものではなく，その時の世界の政治情勢により，二転三転している。そしてその際には，いつもアメリカの「影」が見え隠れしているのである。そこでここでは，日本政府の返還論の変更とアメリカの「影響」について，歴史的に考察してみる。

戦後の日本の領土返還運動には，まず終戦の年の12月に，北千島・中千島にも触れつつも，大多数の島民が住んでいた南千島以南の島々の返還を強く訴えた，アメリカ軍のマッカーサー司令官宛の根室町長の陳情書があり，また1950年から1956年までの間，全千島列島の返還を要求していた北海道議会の決議等がある。[32] ところで日本政府は，1951年のサンフランシスコの「講和会議」前までは，南樺太，千島列島，歯舞群島，色丹島のソ連が占領しているすべての地域の返還を希望していたが，アメリカより受け取った「平和条約」の草案で，南樺太と千島列島の放棄が避けられないものであることがわかると，歯舞，色丹と共に南千島の国後，択捉も放棄する「千島列島」には含まれない旨をアメリカに訴えたが認められなかった。それゆえ「講和会議」での吉田茂全権代表はその演説の中で，南千島の国後，択捉両島は得撫島以北の北千島・中千島とは歴史的に異なり，特に日本との結びつきが深いことを必死に強調した。[33] しかしながらこの発言が，国後，択捉は放棄した千島列島には属さないと言う証明にはならないことは明白である。だがことさら国後，択捉だけを得撫以北から切り離そうとするこの主張は，その後の日本政府の「北方領土」「四島」返還論が出て来る「下地」になっていると考えられる。

日本政府の南樺太と千島列島の返還要求は，本章第2節で述べたように，ソ連に拒否されるのを承知で，「日ソ平和条約」締結交渉の冒頭に提示されるが，「サンフラシスコ平和条約」調印後ではその時のみであり，日本政府は南樺太と千島列島の返還要求を断念したものと思われる。また「サンフランシスコ平和条約」批准の国会で西村条約局長は，放棄した千島列島の範囲については北千島と南千島の両者を含むと明確に答弁しており，その後の「日ソ平和条約」締結交渉の初めまでは，その政府見解が維持されていたと考えられる。[34] したがって日本政府の返還要求の範囲は，千島列島の放棄により，「全千島」から歯舞，色丹の「二島」へと縮小せざるを得なかったのである。

「日ソ平和条約」締結交渉での日本政府の領土返還要求に関する基本姿勢は，一応南樺太と千島列島の返還要求をしつつも，最終的には歯舞，色丹だけはぜひとも返還させると言う主張であった。このことは外務省の「訓令第16号」で，返還の貫徹を期すべき領土としては，歯舞群島と色丹島の名は挙げられているが，国後，択捉両島の名は見られなかったことからもわかる。[35] また，領土に異常なまでに執着心を燃やすソ連なので，日本政府はソ連が歯舞，色丹すら返さないだろうと考えていたことが推測される。しかし現実には，前節で述べたように，予想に反して，ソ連は歯舞，色丹の日本への「引き渡し」を提示し

32）三田　英彬　1973，244－246ページを参照。
33）久保田正明　1983，64－70ページ，
　ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，119－120ページ　および
　三田　英彬　1973，251－253ページを参照。
34）久保田正明　1983，67－70ページ　および
　三田　英彬　1973，252－255ページを参照。
35）久保田正明　1983，70－76ページを参照。

たが，ここでまたアメリカの「意向」が入って，[36] 日本政府は国後，択捉までも要求せざるを得なくなり，「二島」で妥協出来なくなってしまった。この時から明らかに日本政府の領土返還要求の範囲の変更（「二島」から「四島」へ）が見られる。以後日本政府は，旧島民の要望もあり，ことさら国後，択捉を千島列島から切り離し，歯舞，色丹と一緒にして「北方領土」と称し，アメリカの「意向」とも相まって，「四島返還」へと大々的なキャンペーンを繰り広げて行くのである。

以上のように，日本政府の領土返還要求の範囲は，「サンフランシスコ平和条約」で，アメリカの都合で千島列島が放棄されたことにより，「全千島」から「二島」へと変更を余儀なくされ，更に「日ソ平和条約」締結阻止のために今度は「二島」から「四島」へと変更させられたのである。これらの根本的な理由は，先にも述べたように，アメリカが日本を常に自陣営に引き留めておきたいために，日ソの対立を残しておこうとしたことにある。しかしながら冷戦構造が崩壊した今日，アメリカにとって日本とロシア（旧ソ連）が対立していなければならない理由はなくなり，「日露領土問題」はむしろ早く解決して欲しい課題であり，米露協調にとってはかえって「お荷物」にすらなっている。したがって日本政府は，いまやアメリカが冷戦思考で故意に歪曲してしまった領土問題を見直し，脱冷戦の新しい視点から問題の解決を考えて行かなければならない時期に来ていると言える。

4．新思考による領土問題の解決

第二次世界大戦末期のスターリン・ソ連による南樺太への進攻に始まる当時の日本領「北方」地域への進駐・占領により生じた領土問題は，[37] 一方的なソ連の領有宣言，「サンフランシスコ平和条約」による南樺太および千島列島における日本の領土権（主権）の放棄（ソ連はこの「平和条約」調印拒否）へと進み，さらに南千島の国後，択捉は放棄した千島列島にはふくまれないと言う日本政府の「平和条約」の「解釈変更」に至り，一層解決困難な問題になってしまった。この様に問題を複雑化させた最大の原因は，前章でも述べたように，戦後の米ソ冷戦下で，アメリカが日本を自己の陣営に引き留めておきたいために，あえて日本と当時の「敵国」ソ連とを対立させておくことにこの領土問題を「利用」したことにある。

しかしながら1989年の東欧の民主化に始まった社会主義陣営の崩壊により，米ソの冷戦が終結した現在，この領土問題も最早冷戦の「遺物」となり，新しい思考により解決しなければならない必要に迫られているのである。具体的に言えば，米ソ冷戦下で，アメリカの「後押し」により，日本政府が無理矢理作り上げた「北方領土」問題なるものをもう一度見直して，新しい視点から，すなわち旧ソ連の後継国ロシアとの「対立」ではなく，「友好」の中での領土問題解決への道を探って行かなければならない時期に来ているのである。そこで本章では，ロシアとの「友好」

36)「サンフランシスコ平和条約」に千島列島の範囲を明記することを認めず，その後も国後，択捉が千島列島に含まれないと言う日本政府の主張に同意しなかったアメリカは，ソ連が歯舞，色丹の返還をほのめかした直後の1956年9月に，歯舞，色丹と共に国後，択捉も日本「固有の領土」であると言明し，それまでの方針を変更し，「四島返還」を「後押し」することにより，「日ソ交渉」を妨げようとした。
久保田正明　1983，162－167ページ　および
ＮＨＫ日ソプロジェクト　1991，145－147ページを参照。

37) ここで当時の日本領「北方」地域とは，南樺太，千島列島，歯舞群島および色丹島を指す。これらのうち南樺太と千島列島は，1951年の「サンフランシスコ平和条約」で，日本は「放棄」したが，その「帰属先」は明記されていない。しかしながら現在の日本政府は，歯舞，色丹と「千島列島」には属さないと見なしている国後，択捉の島々のみの返還を訴えており，他の地域については全く触れず，事実上「ロシア領」であると言う暗黙の了解を与えていると見なされ得る行動を取っている。

を深めつつ，どの様な領土問題の解決があり得るかを考察してみたい。

4.1　多民族「共存」への試み

1991年のソ連解体に伴い，「日ソ領土問題」は自動的に「日露領土問題」に変った。そしてこの「領土問題」に対するロシア（旧ソ連）の状況も大きく変って来た。すなわち，領土問題に関しては「解決済み」と称して取り合おうとしなかった旧ソ連政府は，ゴルバチョフ以後はその方針を大きく転換し，それまで公にしなかったこの問題を国民の前に明らかにし，積極的に解決への試みを模索し始め，新生ロシアとなった今日でもその姿勢を堅持している。言い換えれば，旧ソ連・現ロシア政府は一方的に日本側に不利な決着を強いていた態度から，日本とロシア（旧ソ連）の双方が互いに出来る限り譲り合い，妥協点を見い出そうとする態度へと変化している。したがって，近年ようやく「同じ土俵」での解決に向けての話し合いが始まったと言えるのである。

このようなロシア（旧ソ連）政府の領土問題に対する考え方の大きな変化にもかかわらず，日本政府は基本的に「四島返還」に固執し，問題解決への柔軟なアプローチがなされていない。確かに「四島『一括』返還」から，歯舞，色丹と国後，択捉の返還に時期的差異があってもよいとする「四島『段階的』返還」への譲歩はあるが，基本的に「四島返還」論であることには変りはなく，「四島」が日本領であることの確認をロシア（旧ソ連）側に求め続けているだけで，アメリカの「影響」を受けた冷戦思考から一歩も踏み出してはいない。

冷戦後の現在，日本政府はまずこの冷戦時代の「遺物」であるこの「北方四島」すなわち「北方領土」から抜け出して，形式的な「領土権」（主権）に関しては後回しにし，まずこれらの地域の旧ソ連の現島民および居住を希望している日本在住の人々（新島民）が，[38] どのようにしたら平和裡に一緒に暮らしていけるかと言う現実面について，もうすでに具体的な計画を考えるべき時期に来ていると思われる。これらの島々の現状は，勿論ロシアを含む旧ソ連の人々が住み，ロシアが施政権を行使しており，いわば島がロシアに「人質」に取られている状態であることを，日本政府はよく認識しなければならない。すなわち，日露の「話し合い」がつかなければ，この「現状」は変わらない，つまりロシア支配の状態がいつまでも続くのである。ただこれらの島々のうち，旧ソ連政府は1956年の「日ソ共同宣言」で，「日ソ（現在では日露）平和条約」締結後の歯舞群島と色丹島の日本への「引き渡し」を認めており，新生ロシア政府も同様の考えを持っているが，[39] 国後島と択捉島の日本の領土権（主権）については，戦後一貫して認めていない。さらにロシアでは，社会主義計画経済から資本主義市場経済への移行がうまくいっておらず，人々は経済的混乱の中にある状況である。この状況は東の果てのサハリン（樺太），千島列島，歯舞群島，色丹島でも同じで，特に生活必需品の不足や住居，道路，橋などの社会基盤の整備の遅れが目立っている。[40] ロシアの人々は生活に追われて，領土問題などに係わり合ってはいられないのが本音であろう。特に当の現島民にとっては，島が日本領になれば，永住を希望している彼らの現在の生活も，根底からひっくり返され，島を追われるのではないかと言う「不安」に襲われているのが偽らざる心境であろう。[41] それゆえ，島民を含めロシア国民の心には，生活で苦しんでいる上に，日本

38）ここで言う日本在住の人々（新島民）には，主に旧島民や先住のアイヌの人々が含まれる。

39）1992年10月7日ロシアのイェリツィン大統領は，中止となった同年9月の訪日の際に，「日ソ共同宣言」を確認し，歯舞，色丹の「二島」返還の用意があったことを明らかにした。（「毎日新聞」等，1992年10月8日）

はさらに生活の基盤となる領土を取り上げてしまうのかと言う気持ちが芽生えて来ても無理からぬことである。日本政府はまずこのことを心に留めて，現状ではどのようにすれば将来の領土問題の解決に最も良いかをじっくり考えなければならない。

以上のことを踏まえて，筆者の提案を述べてみる。まず現在は領土権（主権）の最終的な帰属問題は，ロシアの社会状況が安定してから考えることとし，日本が今すべきことは，ロシアへの経済援助と共に，先住のアイヌ民族を含め，日本人とロシア人（旧ソ連国民を含む）がどのようにしたらこれらの島々で共同管理（日露共同での施政権の行使）や共同居住が出来るかをロシア側と具体的に協議することであると思う。[42] すなわち，アイヌ人の人々を含め日本人が現実に島に居住し，漁業権等の生活のための諸権利をロシア人と半分ずつ共有すれば，日本がロシアにただ先に経済援助をするだけで，領土も返らず，何の「見返り」も得られない，つまりロシアに「食い逃げ」をされるのではないかという心配を打ち消すことにもなる。また島での共同管理，共同居住による日露の「共存」が可能であることがわかれば，ロシア島民の将来への不安も和らぎ，やがては日本への領土権（主権）返還の道も開けて来る可能性も充分に考えられるのである。[43] なおロシアへの経済援助には，歯舞，色丹，国後，択捉の島々の道路や橋の整備，住居や学校，病院等の新改築などの社会生活に密接な部分に振り向け，経済復興のための資金援助，工場の設備の改善等をして，合弁による共同経営で会社の発展を計るなどして，現島民の生活向上に役立てば，ロシア人の日本人に対する心情よりも友好的になり，日露「共存」がより良い環境で実現することになるであろう。

現在の「北方」の島々にはロシア人ばかりでなく，ウクライナ人，ベラルーシ（白ロシア）人等の旧ソ連の複数の民族が住んでおり，将来も多くの人々が引き続き住むことを希望している。領土問題を平和的に解決する以上は，最終的に領土権（主権）がどのような形で決着しようとも，日本はこれらの旧ソ連の人々を追い出すことは出来ないし，また追い出してはならない。すなわち，これらの島々は将来アイヌの人々を含め，日本人および旧ソ連の諸民族が，多少窮屈かもしれないが，

40）「グラスノスチ」の普及により，ここ数年来日本のテレビや新聞等の取材班が相次いで，歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島に入り，島の近況を伝えている。これらの島々の近況については，
「北方領土　～望郷の島はいま～」（「ＮＨＫセミナー　現代ジャーナル」1990年10月15日，ＮＨＫテレビ）
「北方領土特集　これが択捉島だ！」（「土曜大好き」1990年10月27日，フジテレビ）
「吉岡忍　北方領土を見にゆく」（「ニュースステーション」1991年２月18日・19日，テレビ朝日）
「知られざる北方領土」（「ギミアぶれいく」1991年２月19日，ＴＢＳテレビ）
「これが北方四島だ」（「シリーズ　日ソ特集」1991年４月１日，ＮＨＫテレビ）
「近き秘境北方四島　根室海峡春を待つ頃」（1991年４月８日，テレビ東京）
「揺れる島々　素顔の北方領土」（1991年４月14日，ＴＢＳテレビ）
「野性と命の大地　国後島　～戦後初！爺爺岳登山～」（1991年11月２日，札幌テレビ）
「北方四島」（朝日新聞北方領土取材班著，1991，朝日新聞社）
「「北方四島」はいま」（井手孫六，「世界　1992年11月号」，岩波書店）
「たったひとりでクリルの島へ」（浅井淳子著，1992，山と渓谷社）
等がある。

41）朝日新聞北方領土取材班　1991，11－12ページを参照。

42）形態は少し異なるが，和田春樹氏とタカシ・オカ氏も「日露共有」を提案している。
和田　春樹：「「支援第一」に転換を」（「日本・ロシア　私はこう考える」毎日新聞，1992年８月16日）
オカ，タカシ：「領土返還交渉に柔軟性を」（「海外コラムニストの目」毎日新聞，1992年７月18日）

43）筆者の主張は，ロシア政府がロシア領であるとの主張を認めたまま日露が「共同管理」するのではなく，可能ならば，どちらの領土でもない「中立的な」領土にした上での「共同管理」である。

互いに譲り合って，共同で管理，運営し，生活する多民族地域にならざるを得ないのである。社会主義ソ連の時代では，これらの「北方」の島々での「共同管理」は，政治経済体制の違いから来る法制度，社会生活制度の著しい相違により，ほとんど不可能に近かったが，社会主義を捨てた新生ロシアの体制は，日本の社会体制により近いものとなり，様々な困難はあると思われるが，日露両国の協議によりこれらの島々を「共同管理」し，両国民が「共存」し得る可能性がより一層大きくなっている。したがって，領土権（主権）が日本に戻るまでは，日本人は住まないと言う現在の日本政府の考え方よりは，まず「共存」する方法を考えて「共存」してしまった方が，結局は領土返還がより早く実現する可能性が高いと思われる。

4.2　全千島列島問題の解決

前節で述べた歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島のいわゆる「北方四島」の「共同管理」および他民族を含めた日露両国民の「共存」は，領土問題解決の「中間段階」であって，最終的な解決ではない。すなわち日露領土問題解決へのより良い道，より速い道の過程として提案したものである。ただこの提案はあくまでも技術的な面であるので，その基盤となる理論面がしっかりしていなければ，スムーズには遂行出来ないし，根本的な解決も難しい。そしてこの領土問題を理論的に根本解決するためには，既に述べたように，国後，択捉が千島列島の一部である以上，その範囲をいわゆる「北方四島」に限定していたのは不充分であり，どうしても千島列島に係わることを避けて通ることは出来ないので，ここでは千島列島を含めたより広い視野でこの領土問題を考えてみる。

日本政府は日露領土問題を歯舞，色丹，国後，択捉のいわゆる「北方四島」に限定し，「北方領土」問題と称して，その解決を計っているが，第3章からも明らかなように，これには様々な矛盾を含んでいる。この日本政府の解決策の一番の問題点は，領土返還要求の範囲に，北海道本島の付属諸島である歯舞群島，色丹島の外に，千島列島南部（南千島）の国後島，択捉島を加えてしまったことにある。なるほど第二次世界大戦終結までに多くの日本人が定住していたのは，択捉島以南の島々であり，得撫島以北の島々の日本人の定住者はごくわずかであったことは確かである。したがって得撫以北の島々も返して貰うのは到底無理だから，せめて択捉以南の島々だけは返して欲しいという日本人の切ない願いは理解出来る。しかしだからと言って，南千島（国後，択捉）は放棄した「千島列島」に属さないと言う日本政府の主張が，[44] 不合理で非論理的であることは，すでに第3章で述べた。この点が日露領土問題解決に糸口が見い出せない最大の原因であると思われる。したがって，まず日本政府は，国後島と択捉島が千島列島の最南端に位置していると言う地理的事実，および南千島と呼ばれていた歴史的事実を否定もしくは歪曲してまで，アメリカの強い「影響」下で作り上げた，姑息な「北方領土」返還論を取り下げて，改めて理論的にしっかりした領土返還論を構築しなければならない。米ソの冷戦構造が崩壊した現在，アメリカの「影響」を受けずに，日本が独自にロシアとの領土問題を解決する時期に来ていると言える。

では日本側はどのような領土問題の解決策が可能であろうか。実際的には，前節で述べたように，日本政府は歯舞，色丹，国後，択捉を日露の「共同管理」とし，アイヌ民族や旧ソ連の諸民族も含めて日露両国民が「共存」出来るように，ロシア政府と折衝し，出来る

44）日本政府の主張する千島列島は，得撫島以北の島々を含まない特殊な使い方をしているので，括弧でくくっておいた。

だけ早く実現することである。そして理論的には，日本はまず次の2点の確認から出発する。（ｉ）歯舞群島および色丹島は北海道本島の付属諸島であり，千島列島には属さないので，依然として日本領土の一部である。（ii）国後島および択捉島は千島列島の一部であるので，日本は1951年締結の「サンフランシスコ平和条約」で領土権（主権）を放棄した。この2点を日本政府が認めれば，歯舞，色丹の日本への「引き渡し」を謳っている1956年の「日ソ共同宣言」の確認に前向きであるロシア政府も異論がない所であろう。したがって，歯舞群島および色丹島に関しては，日露の合意は得られるものと思われる。[45]

そして次に最も論争点となる国後島および択捉島については，この二島が千島列島に属している以上，どうしても千島列島に触れずには解決出来ない。しかしながら現在までの日本政府は，ことさら千島列島に触れずに国後・択捉問題の解決を計って来た。もしこのいわゆる「四島」が千島列島の一部であるかどうかについて，国際司法裁判所に提訴した場合，歯舞，色丹については千島列島の一部ではないと言う結論に達する可能性が高いが，国後，択捉については逆に，千島列島の一部であるとの結論が出ることが推測される。この問題に関してロシア政府は，国際司法裁判所に提訴してもよいと言っているが，日本政府は，国後，択捉に関しての「勝つ」確率は極めて低いことが予測されるので，このことに関して国際司法裁判所で決着をつける気はない。[46] 以上のことから言えることは，日本政府は理論的にも矛盾の多い「北方領土」返還論による解決しかないと考えており，非常に偏狭な，柔軟性を欠いた考え方しか持ち合わせていない。

だがもう少し範囲を広げて，千島列島全体を視野に入れた解決策を模索してはどうだろうか。[47] 勿論このことは必ずしも千島列島を日本領として返せと言うことではない。第3章でも述べたように，1951年の「サンフランシスコ平和条約」で，日本は千島列島と南樺太を「放棄」したが，その「帰属先」は記されていない。日本政府はそれらの「放棄」した領土に関しては全く何も言うことが出来ないのであろうか。千島列島および南樺太と共に，この「平和条約」で日本が「放棄」した領土の中に台湾がある。この場合は，1952年に国民党台湾政府（中華民国）との間に締結された「日華平和条約」および1972年の中華人民共和国との「日中共同宣言」の中で，日本政府は公式に，台湾は中国領であると認めており，[48] このことに関しての他の国からの異論は出されていない。すなわち，「サンフランシスコ平和条約」で日本が「放棄」して，「未確定」だったこの領土は，関係国との国際条約で，日本政府がその「帰属」を公式に「確定」したことになった。

そこでこのことを千島列島および南樺太にも適用すれば，「日露平和条約」締結の際に，これらの領土をどのようにするかを日露間で話し合って「確定」することが出来ることに

45) 1992年8月下旬から9月にかけて「北方四島」から日本を訪れたロシアの「ヴィザなし」訪問団の人々に取ったアンケートの中で，「四島」の日本への返還について，国後島，択捉島在住者よりも色丹島在住者の方が賛成者が多かった。この結果は，「日ソ共同宣言」の存在が少なからず影響していると思われる。

46) 1992年7月ロシア政府は歯舞，色丹，国後，択捉が千島列島の一部かどうかについて，国際司法裁判所に提訴しても良い旨の発言があったが，日本政府は日露2国間の問題として，提訴する意志のないことを示した。

47) 筆者の外にも全千島列島を含めた解決策を提唱している人がいる。アメリカのジャーナリストのタカシ・オカ氏は，千島列島全体を日露の「共同管轄」にすること提唱し（毎日新聞，1992年9月12日），上智大教授のグレゴリー・クラーク氏は，千島列島全体を領土交渉の対象とし，交渉の中で北千島・中千島をロシア領に南千島を日本領にする案を提唱している（「日本の領土交渉は間違っている」朝日新聞，1992年9月12日）。

48) 日本政府は，国民党台湾政府（中華民国）とは1952年1月に締結された「日華平和条約」で，また中華人民共和国とは1972年10月の「日中共同宣言」で，台湾は中国領であると認めている。

なる。勿論すべての領土が日本領になることや，あるいはロシア領になることを前提としてはいない。話し合いの中で，妥協点を見い出せば良いと思われる。確かに千島列島は1951年の「サンフランシスコ平和条約」により，日本が「放棄」した領土であるが，それ以前の1855年と1875年に当時のロシアとの平和的な話し合いにより締結された2つの国際条約により日本領として確定した領土であるので，[49] ロシアが領有する根拠に乏しい。

この千島列島帰属問題でまず第一に考えなければならないことは，すでに第2章でも述べたように，この島々に先住していたのは，ロシア人でも日本人（大和民族）でもなく，アイヌの人々なのである。したがって，アイヌ民族を抜きにしては，千島列島問題の解決はあり得ないのである。以前「国家」を作っていなかったアイヌ民族に，日本とロシアが勝手に自分達の「領土」や「国境」の概念を押しつけて，彼らの土地を奪ってしまい，日露双方共「固有の領土」と主張している。このような日本とロシアの甚だ一方的な論理による歴史的経緯を考えると，現在「帰属先」が「未確定」な千島列島をアイヌ民族に返すのが最も妥当なように思われる。勿論千島列島には現実にロシアをはじめ旧ソ連の人々が住んでいるし，一方では日本の旧島民も島へ帰ることを希望しているので，前節で述べたように，これらの人々を含めた新しい「共存」体制を考える必要がある。最終的には千島列島の帰属がどのような形で決着するかわからないが，少なくとも千島列島は「日本固有の領土」でも「ロシア固有の領土」でもなく，「アイヌ固有の領土」なのである。このことは紛れもない事実であることを日露両政府は認識し，領土交渉をする必要があると思う。それゆえ千島列島は，完全なロシア領にも完全な日本領にもすべきではない。さりとて「アイヌ独立国」は現在の政治的，経済的状況からすれば極めて難しいので，千島列島の領土権（主権）はアイヌ民族に返し，例えば「自治領」として，アイヌの人々，ロシアを含む旧ソ連の人々および日本人が「共存」出来る，内政的に「自立」した地域にしてはどうだろうか。そして外交・防衛に関してのみ，千島列島に係わった歴史的，地理的な面を考慮すれば，国後島および択捉島の南千島は日本が担当し，得撫島から占守島までの北千島・中千島はロシアが担当することが最も自然であろう。[50] そして南千島と北千島・中千島との往来は出来る限り「垣根」を低くし，容易にすることが望ましい。[51] さらに日本と千島列島，ロシアと千島列島との間の往来の手続きも，可能な限り簡素化すれば，千島列島が日本とロシアの「橋渡し」的な役割を演じることが出来るであろう。[52] 以上のことから言えることは，「北方四島」のみならず，全千島列島での多民族「共存」を模索することにより，領土は必ず日露どちらかに帰属しなければならないと言う旧来の硬直した考え方は捨て去り，これからはもっと柔軟に双方が「共存」可能な「緩やか」な領土を考えても良い時代に来ていると言えよう。

5．結　　語

「日露領土問題」に関して日本政府は，日

49）2つの条約とは，1855年の「日露通好条約」と1875年の「樺太千島交換条約」である。

50）外交・防衛に関して，南千島を担当する日本，北千島・中千島を担当するロシアは，「千島自治政府」より直接依頼を受けたとすることも可能であるし，国際連合信託統治領として国際連合より依頼されたとすることも可能であるし，国際連合信託統治領として国際連合より依頼されたとすることも可能である。

51）日本管理の南千島とロシア管理の北千島・中千島では外交上の管理国が異なるので，ある程度の出入国管理はやむを得ないが，出来る限り簡素化することが望ましい。

52）日本とロシアの間で査証（ヴィザ）が廃止されない限り，例えばロシアから千島列島を経由して，日本に入国する場合でも，やはり査証は必要となるので，千島列島でも査証が取得出来るようなことも考慮され得る。

本の学者によって理論的な不備を指摘されているにもかかわらず,[53] アメリカにより作り上げられた，冷戦構造の「遺物」である「北方領土」から抜け出すことが出来ず，相変わらず「四島返還」を唱えているのみである。冷戦が終結した現在，アメリカ政府は最早この領土問題を，政治的な「道具」に使う必要はなくなっており，米露協調の点からも，早く解決して欲しいであろうことが推察される。しかしながら日本政府は，1992年5月の「先進国首脳会議」（サミット）でこの「北方領土問題」を持ち出し，国際問題化しようと画策した。[54] にもかかわらず，ロシア政府がこの領土問題を国際司法裁判所に提訴する意志の有ることを表明すると，日本政府は今度は逆に日露2国間の問題として，国際問題化することを避けている。[55] 要するに日本政府は，自国に都合の良いことのみをして，都合の悪いことは全く取り合わない，首尾一貫しない，その場限りの「御都合主義」と思われても仕方がない。この原因は，繰り返し述べているように，理論的に不可能な南千島の国後島と択捉島を無理矢理領土返還要求の範囲に含めたことにある。民主化されつつある現在のロシアでは，以前の旧ソ連のように，国民は政府の決定に素直に従ってはくれない。ロシア国民を納得させるためにも，日本政府は，「北方領土返還」論から一日も早く決別し，理論的にしっかりした返還論を打ち立てる必要がある。

1991年4月に当時のゴルバチョフソ連大統領が来日した際に決められた「ヴィザなし交流」は，1992年に入ってから始められ,[56] 相互理解により良い影響をもたらしている。今後はこの「交流」を続けるだけでなく，さらに日露「共存」へと発展させて行かなければならない。なぜなら，いくら「ヴィザなし交流」を続けても，歯舞，色丹，国後，択捉の島々にはロシア人を含む旧ソ連の人々が住み，ロシア政府の管理下にあると言う「現状」は全く変わらないのである。これではいつまで経っても，日本が「不利な状況下」で領土交渉をすると言う事態に変わりはない。したがって，このような日本にとって「不利な状況下」から一日も早く脱するには，既に第4章でも述べたように，これらの島々をアイヌ民族を含む日本とロシアの「共住の地」にして，日露の「共同管理」へ移行するように，日本政府は実質面で速やかにロシア政府と交渉に入る必要がある。現在日本には多くの外国人が生活しているが,[57] それはあくまでも日本語や日本文化の中での生活である。それに対して歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島で行おうと筆者が提案しているアイヌ民族を含む日露「共存」は，それぞれの言語および文化を維持した中での生活を認めると言う今

53) 日本政府は，国後島と択捉島が千島列島に含まれない根拠として「日露通好条約」を挙げているが，この点については和田春樹　1990，69－72ページにおいて明確に否定される旨の説明がある。にもかかわらず日本政府は，何が何でも自説を通すために，1992年に外務省がロシア国民向けに発行したロシア語のパンフレット「日本の北方領土」で，「日露通好条約」のロシア語文を載せずに，わざわざ誤記の疑いの強い日本語文からのロシア語訳を載せて，つじつまを合わせようとしている。
和田　春樹　1992，11を参照。

54) 1992年5月のドイツのミュンヒェンでの西側「先進国首脳会議」（サミット）で，日本政府は「日露領土問題」を持ち出し，共同声明に盛り込ませ，国際的に支援を取りつけようとしたが，その後ロシア国内からの猛反発があり，かえって逆効果だった。

55) このことから，歯舞，色丹はともかく，国後，択捉が千島列島に属する可能性が高いことは，日本政府は百も承知であることが推測される。

56) 1991年4月に旧ソ連のゴルバチョフ大統領（当時）来日した際に出された「共同声明」で謳われた，「四島」住民と北海道民との「ヴィザなし交流」は，その後両政府間で細部を詰めて，1992年に入ってから実現した。

57) 近年日本では多くの外国人が住みつくようになり，日本も本格的な多民族国家への第一歩を踏み出したと言えよう。

までになかった生活形態である。[58] それゆえ島での生活に際し多くの苦労が伴うかもしれないが，反面自民族にはない他民族の良い面を吸収する機会にも恵まれる可能性があると言えよう。日本政府が「共存」のために必要な経済援助をし，その「共存」がうまく行けば，旧ソ連の島民の心も和らぎ，結局は領土問題解決への「近道」になると思われる。また「北方」の島々には手つかずの自然が豊富にあるので，日本の資金を導入して，日露共同で観光開発をすれば，経済の活性化にもつながることになる。[59] ただその際には，日露両政府および自治政府が充分検討して，リゾート地等は作らず，開発は最小限に止め，自然を破壊しないように注意しなければならない。そして歯舞，色丹，国後，択捉での「共存」が成功すれば，その「共存」を得撫以北の島々にも広げて行くことが可能になるのである。

日本政府は今日まで千島列島をことさら2つに分け，南千島の国後島，択捉島のみを無理矢理切り離し，返還要求の範囲に含め，得撫島以北の北千島・中千島については完全に無視し，出来る限り触れないようにして来た。その日本政府の主張に同調するように，日本のテレビ，ラジオ，新聞，書籍，雑誌等のマスコミの大半は，「ペレストロイカ」以後千島列島にも立ち入りが許されるようになったにもかかわらず，歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島のいわゆる「北方領土」の「四島」のみしか取り上げず，得撫島以北の島々についてはほとんど報道されていないのが実情である。[60] しかしながら，その北千島・中千島にも南千島と同様に，自然の豊かな島々が沢山ある。にもかかわらず現在の管理国ロシア（旧ソ連）は，これらの島々を持て余しぎみで，あまり有効に利用していないようなので，これから大いに発展する余地を残していると思われる。だからこそ日本政府は，理論的にも不備があり，冷戦構造の「負の遺産」である「北方領土四島返還論」を早く捨てて，得撫島以北の北千島・中千島も含めた千島列島全体の発展を考えた，理論的にもしっかりした解決策を早急に作らねばならない時期に来ていると言える。

58）例えば，ロシア人にはロシア語で生活可能な地域を作り，ロシア語の学校も認める一方で，日本人には日本語の学校を含む，日本文化の中での生活圏を作る。勿論アイヌ文化を保存する生活圏等も作り，異文化圏への立ち入りも自由にできるようにする。

59）現在のロシアは経済的混乱の中にあり，「北方」の島々も同様の状態にある。したがって，一日も早い外国からの経済援助を期待しているが，日本はなかなか領土問題と切り離して，経済援助をしようとしないので，1992年9月には地元のサハリン州南クリール地区の自治体が，色丹島の土地を香港の民間会社に観光開発の名目で50年間賃貸する契約を結んでいたと言う情報や，国後島にゴルフ場建設を希望しているオーストリアの会社の申し出を検討していると言う情報も伝わって来ているが，真偽のほどははっきりしていない。だがこのことは，ロシアの中の各自治体も経済的にはかなり苦しいことを物語っているので，日本の早急な援助が望まれる。

60）北千島・中千島についての取材報道や書籍はごくわずかで，
「千島列島最北端　知られざる激戦の島初取材」（「報道特集」1990年10月7日，ＴＢＳテレビ）
「ＮＨＫスペシャル　初めて見る千島列島」（1992年11月1日，ＮＨＫテレビ）
「北千島冒険紀行」（阿部幹雄著，1992，山と渓谷社）
等しかない。なお上記最初のテレビ番組は，戦後唯一戦闘のあった千島列島の占守島を訪問した報道番組であるが，千島列島最北端は阿頼度島であり，占守島は最東端である。このように誤ったタイトルを付けたことにも見られるように，北千島・中千島に関しての日本人の知識は，甚だ乏しいと言える。

参　考　文　献

朝日新聞北方領土取材班：「北方四島」(1991，朝日新聞社)
アジア調査会：「北方領土を読む」(1991，プラネット出版)
新崎　盛暉：「「北方領土」問題からみた国境」(「窓　第５号」に所収)(1991，窓社)
伊東　光晴・森本　忠夫：「日露関係　戦略なき交渉の果て」(「世界　1992年11月号」に所収)
上地　龍典：「北方領土」(1978，教育社)
ＮＨＫ日ソプロジェクト：「ＮＨＫスペシャル　これがソ連の対日外交だ　秘録・北方領土交渉」(1991，日本放送出版協会)
恵谷　　治：「北方領土の地政学」(1989，光文社)
落合　忠士：「北方領土　その歴史的事実と政治的背景」(1971，鷹書房)
木村　　汎：「北方領土　軌跡と返還への助走」(1989，時事通信社)
　　：「北方領土　ソ連の五つの選択肢」(1991，読売新聞社)
木村　　汎・和田　春樹：「「領土」の壁の前で　ゴルバチョフ来日以後の日ソ関係」(「世界　1991年６月号」に所収)
久保田正明：「クレムリンへの使節　北方領土交渉1955－1983」(1983，文藝春秋)
倉田　保雄：「ヤルタ会談――戦後米ソ関係の舞台裏」(1988，筑摩書房)
坂本　徳松・甲斐　静馬：「返せ北方領土」(1977，青年出版社)
佐々木一司・聴濤　　弘：「社会主義と民族自決権」(1990，新日本出版社)
重光　　晶：「「北方領土」とソ連外交」(1975，時事通信社)
水津　　満：「北方領土　奪還への道」(1979，日本工業新聞社)
下斗米伸夫：「日ソ関係史　歴史認識の共有を」(「世界　1991年４月臨時増刊号」に所収)(1991，岩波書店)
田中　俊明：「千島列島と日本固有の領土――国後，択捉は千島列島の一部――」(「言語文化論究・第２号」に所収)(1991，九州大学言語文化部)
　　：「日ソ領土問題における欺瞞性――領土争奪のための根拠――」(「言語文化論究・第３号」に所収)(1992，九州大学言語文化部)
新関　欽哉：「日ソ交渉の舞台裏　ある外交官の記録」(1989，日本放送出版協会)
日本共産党中央委員会出版局：「千島問題と日本共産党」(1974，日本共産党中央委員会機関紙経営局)
　　：「日ソ領土問題　全千島返還への日本共産党の提言」(1991，日本共産党中央委員会出版局)
パノフ，アレクサンドル：「不信から信頼へ　北方領土交渉の内幕」(高橋　実・佐藤利郎訳)(1992，サイマル出版)
ベルクマン，ステン：「千島紀行」(加納一郎訳)(1992，朝日新聞社)
藤村　　信：「ヤルタ――戦後史の起点」(1985，岩波書店)
三田　英彬：「北方領土　悲しみの島々」(1973，講談社)
山内　昌之・佐久間邦夫・中井　和夫・北川　誠一・廣岡　正久：「分裂するソ連　なぜ民族の反乱が起こったか」(ＮＨＫブックス601)(1990，日本放送出版協会)

山内　昌之・民俗問題研究会：「入門　世界の民族問題」(1991，日本経済新聞社)
山県　泰三：「なぜ［北方領土］か」(1983，三省堂)
横路　孝弘：「日本外交は戦略をもて」(「世界　1992年11月号」に所収)
吉田　嗣延：「改定新版　北方領土」(1973，時事通信社)
和田　春樹：「北方領土問題を考える」(1990，岩波書店)
：「開国――日露国境交渉」(1991，日本放送出版協会)
：「領土問題　本質と立場」(「世界　1991年4月臨時増刊号」に所収)(1991，岩波書店)
：「「北方領土」交渉を危惧する」(「世界　1992年9月号」に所収)(1992，岩波書店)
：「「ロシアの世論」を考える」(「世界　1992年11月号」に所収)(1992，岩波書店)
「特集　ゴルバチョフ革命と「北方領土」」(「世界　1990年4月号」に所収)(1990，岩波書店)
「北方領土」(月刊新聞)(北方領土問題対策協会)
「窓　第5号　国境とはなにか」(1990，窓社)
「窓　第6号　民族とはなにか」(1990，窓社)

映　像　資　料

「ＮＨＫスペシャル　これがソ連の対日外交だった　～秘録・北方領土交渉～」
(1991年4月14日，ＮＨＫ総合テレビ)

Die Lösung der territorialen Frage zwischen Japan und Rußland durch die „Koexistenz“

——Der Austritt aus der Vorstellung im kalten Krieg——

TANAKA Toshiaki

Seit Dezember 1991 ist die Sowjetunion zusammengebrochen und der kalte Krieg ist damit zu Ende gegangen. Zwischen Japan und dem neuen Rußland gibt es jedoch auch heute noch eine ungelöste territoriale Frage. Diese wurde aufgrund der Besetzung der Kurilen durch die ehemalige Sowjetunion, in der Zeit der Regierung Stalins, verursacht. Nach dem zweiten Weltkrieg bestand seitens vieler Japaner und der japanischen Regierung der Wunsch, nicht nur die Inseln von Habomai und Shikotan, sondern auch die Kurilen und Sachalin zurückzubekommen. Trotzdem mußte Japan 1951 beim Abschluß eines Friedensvertrages mit den Siegerstaaten auf die Kurilen und Sachalin verzichten. Darum forderte die japanische Regierung bei der Verhandlung mit der ehemaligen sowjetischen Regierung über die territoriale Frage, auf jeden Fall die Inseln von Habomai und Shikotan zurückzuerhalten. Überraschenderweise genehmigte die ehemalige Sowjetunion die japanische Forderung. Aber die amerikani- sche Regierung, die eine Annährung zwischen den beiden Staaten nicht wünschte, zwang Japan, auch die Südkurilen, Kunashiri und Etorofu von der ehemaligen Sowjetunion zu- rückzufordern. Wie von Amerika erwartet, verweigerte sich die ehemalige Sowjetunion und die Verhandlung endete daher in Unstimmigkeit. Seitdem behauptet die japanische Regierung mit Unterstützung von Amerika, daß diese „vier Inseln“ noch jetzt zu Japan gehören. Diese „Theorie“ wurde zwar von Amerika im kalten Krieg aufgestellt, aber die japanische Regierung besteht immer noch hartnäckig auf dieser alten starren „Theorie“. Die neue russische Regierung machte viele neue Vorschläge zur Lösung dieses Problems. Diese müßten auch von der japanischen Regierung überdacht werden.

Eigentlich gehören die Kurilen, Sachalin und Hokkaido weder zu Rußland noch zu Japan, sondern den Ainu. Die Kurilen, auf die Japan verzichtet hat, gehören jetzt völkerrechtlich zu keinem Staat, auch nicht zu Rußland. Darum möchte ich vorschlagen, den Ureinwohnern dieser Inseln, den Ainu, die Territorialherrschaft (die Souveränität) über die Kurilen zu gewähren. Alle Völker dieser Gebiet sollten, gleichgültig, ob sie in der ehemaligen Sowjetunion oder in Japan leben, Selbstbestimmungsrecht erhalten. Die außenpolitische Verwaltung der Südkurilen sollte von Japan, die der Nord— und Mittelkurilen dagegen von Rußland übernommen werden. Wir leben jetzt in einer neuen Welt nach dem kalten Krieg. Die japanische und die russische Regierung sollten auf überholte Vorstellungen verzichten und versuchen, auf den Kurilen ein zusam-

menleben vieler Völker möglich zu machen.